

## 補助事業等交付内定通知書を受領された皆様へのお願い

補助金の交付を内定された皆様が、早期に防音工事に着手するためには、補助金等交付申請書を提出していただく必要があります。

同申請書の提出に当たっては、皆様が選定された設計事務所が作成する設計図書を国が審査する必要があることから、設計事務所に対し、国の指定期日までに設計図書の審査を終えるようご指示下さい。

### 本件に関するお問い合わせ先

南関東防衛局 企画部

住宅防音課 住宅防音第1係

電話番号 045-211-7139

(直通電話)